

保育料・副食費は毎年9月が切り替え時期です！

9月分以降の保育料・副食費については、令和7年度の町民税（所得割額）をもとに見直しを行います。

令和7年1月1日の住所が町外で、現在も町外に住所がある保護者につきましては、所得割額確認のため、令和7年度課税証明書（令和7年1月1日居住市町村で発行）のご提出をお願いします。

9月分から変更の生じる方のみ8月中旬に通知を送付します。

4月～8月の保育料等	9月～3月の保育料等
令和6年度の市町村民税所得割額で算定 (令和5年中の収入)	令和7年度の市町村民税所得割額で算定 (令和6年中の収入)

※世帯内に令和6年中の収入について未申告の方がいる場合、正しい保育料の算定ができないため9月分以降の保育料は最高階層（第8階層）で仮算定されます。

※父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる（生活保護基準額を下回る）場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。

※**満3歳児以上の児童については、見直しに伴い副食費が発生することがあります。**

お問い合わせ：こども課 保育所係・幼稚園こども園係 TEL:098-945-5311

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は引き続き、手当を受ける要件を満たしているかを確認するために現況届（特別児童扶養手当については「所得状況届」）の提出が必要です。

☆期限内に現況届の提出がない場合は、1月定期支払い（特別児童扶養手当は11月定期支払い）が遅れる場合があります。また、届出がない場合、11月分以降（特別児童扶養手当は8月分以降）の手当が受けられなくなります。必ず期限内に届出してください。

☆8月初旬頃に対象者へ西原町役場こども課から、ピンク色の封筒で通知書を発送します。必要書類等、内容をよくご確認の上、当日の手続きの際にお持ちください。

※「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も、同時に行います。

受付日程		受付期間	場所	受付時間
	特別児童扶養手当	8月12日(火)・8月13日(水)	西原町役場 交流センター会議室	午前9時30分～午前11時 午後1時30分～午後3時30分 ※時間厳守
	児童扶養手当	8月14日(木)～8月22日(金) (土・日を除く)		

※上記手当が2つとも該当している方は、8月14日から22日までの期間で同時に届出ができます。

※受付時間を過ぎた場合、受付することができませんので、必ず受付時間内に余裕を持ってお越しください。

お問い合わせ：こども課 子育て支援係 TEL:098-945-5311

令和8年度 保育所、認定こども園等の入所申込期間について(予定)

令和8年度の西原町内の公立保育所、認可保育園、認定こども園（善隣幼稚園1号を除く）等の申込みを下記のとおり予定しています。詳細は広報にしはら9月号でお知らせします。

申込期間	①継続の場合 → 9月16日(火)～9月30日(火)	申込方法	オンライン申請(LoGoフォーム)
	②新規・転園希望の場合 → 10月7日(火)～10月31日(金) (※転園希望：現在利用の保育所等以外を第1希望とする場合)		

※上記期間は予定ですので、変更となる場合があります。予めご了承ください。

※現在、西原幼稚園を利用し、令和8年度に西原こども園（仮称）の利用を希望する場合は継続扱いとなります。

「西原町立西原こども園（仮称）」について

町立西原幼稚園は、令和8年度から幼保連携型認定こども園へ移行し、「西原町立西原こども園」（仮称）となります。

対象児童	3～5歳児（令和8年4月1日時点）※3歳児の受入分が拡大されます。
認定区分	①1号認定（教育認定）月～金（午前8時15分～午後2時）※1号認定は長期休業中（夏休み等）は、お休みとなります。 ②2号認定（保育認定）月～土（標準時間 午前7時15分～午後6時15分／短時間 午前8時15分～午後4時15分） ※申込期間等については上記と同じです。詳細は広報にしはら9月号でお知らせします。

【住民説明会】※2回とも同じ内容の説明です。
※台風等の災害発生時には開催を中止し、資料等を西原町ホームページへ掲載する等の対応となる可能性があります。

日時	【1回目】9月7日(日) 午後1時30分～午後2時30分 【2回目】9月7日(日) 午後5時～午後6時	場所	西原町町民交流センター 中ホール
----	--	----	------------------

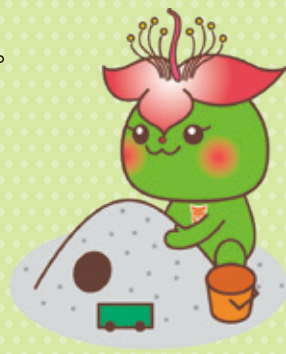
内容 ①認定こども園移行の取組み ②西原こども園（仮称）の教育・保育

お問い合わせ：こども課 保育所係・幼稚園こども園係 TEL:098-945-5311

放課後児童クラブ(学童)への家賃等の賃借料補助実施について

このたび西原町では、子育て支援策の一環として、西原町放課後児童クラブ賃借料支援事業を新たに実施します。学童運営には施設の賃借料など多額の経費がかかっており、その一部が利用料に転嫁されている状況があるため、本事業を実施することで子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して学童を利用できる環境整備を図ります。

すでにお支払いした利用料の返還や充当などの対応につきましては、各学童へご確認をお願いします。



お問い合わせ：こども課 子育て支援係 TEL:098-945-5311

高齢者活躍人材確保育成事業（公社）沖縄県シルバー人材センター連合

会員募集中 **女性大歓迎**

健康で働く意欲のある
60歳以上のシニアの皆様へ
毎月入会説明実施中！ お問合せ下さい

（公社）西原町シルバー人材センター
TEL(098)944-1699

そらうみ法律事務所
SORAUMI LAW OFFICE

西原ICから車で8分
サンエー経塚シティ
すぐ近く

離婚・相続・不動産・借金等、
お気軽にご相談ください

沖縄弁護士会所属
弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

相談料
30分
5,500円

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツール・グスク3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

「浦添 弁護士」で検索

借地のてるまさ 貸すだけの土地活用

地主様 マンション用地として土地をお貸出し
照正組 前払地代＋毎月の借地料をお支払い

●期間満了時には更地にしてお返しいたします。
●地主様は建築費などの借り入れは不要です。

0120-083-276

大家さん になるう

QRコード